

B 3 - 7

5年保存(常)  
(令和10年12月31日まで)

FN. B 3 - 5 - 0

鹿人少第49号

令和5年3月7日

各部長  
各参事官 殿  
各所属長

本 部 長

担当 少年サポート係 TEL

#### 少年補導員運営要綱の制定について(通達)

少年補導員(以下「補導員」という。)については、「少年補導員運営要綱の制定について(通達)」(令和3年3月4日付け鹿人少第51号。以下「旧通達」という。)に基づき運営してきたところであるが、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第1号)の制定に伴い、鹿児島県少年警察活動規程(平成14年鹿児島県警察本部訓令第27号)が改正されたことを踏まえ、今後は別添の少年補導員運営要綱(以下「要綱」という。)により実施することとしたので、下記事項に留意し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和5年4月1日から施行し、旧通達については令和5年3月31日限り廃止する。

#### 記

##### 1 趣旨

非行少年等の早期発見・補導、要保護少年に対する保護活動の徹底、有害環境の排除等非行防止に直接つながる諸活動は、警察活動のみによるものではなく、広く地域社会全体の問題として取り上げられ、それぞれの地域に即応した具体的な施策が推進されなければならない。

補導員制度は、このような観点から民間協力による少年補導の実践体制を確立し、きめ細かな地域ぐるみの非行防止活動を推進しようとするものである。

##### 2 運営上の留意事項

- (1) この要綱に定める補導員の活動は、地域社会での警察に対する任意の協力援助であることを念頭に置き、必要以上の負担をかけることや、この要綱により特別の支配又は服従の関係が生じたと解釈しないこと。
- (2) 補導員が、この要綱の規定により通報した事項については、慎重に扱うこと。  
また、通報したことによって補導員自身が危害を受けるおそれがある場合は、その保護に万全の対策を講ずること。
- (3) 補導員が、この要綱により活動するに当たり、司法権を行使した、あるいは刑事事件や民事事件に介入したというそしりを受けまいよう教養と運用面に留意すること。
- (4) 補導員の委嘱に当たっては、広く地域住民に公表し、少年問題に対する良き理解者であり、かつ、良き相談相手であるとともに、少年の非行防止と健全育成についての地域活動の中核者であることを認識させること。

- (5) この要綱の運営に当たっては、既存の民間協力体制の活用及び協調について十分配慮し、これら民間協力体制保持の上に無用の誤解や摩擦を生じることのないよう特に注意すること。
- (6) 補導員及び警察署少年ボランティア連絡会の運用に当たっては、「鹿児島県青少年育成県民会議」が提唱する対策について配慮し、これと協調していくことに努め、特にその非行防止対策推進の面において緊密な連携を図ること。
- (7) 委嘱式の席上には、管内市町村長、防犯連合会長、関係官庁等の列席を依頼して、補導員としての自覚を促し、関係者の認識を高めるようにすること。

### 3 各条ごとの処理要領

#### (1) 委嘱（要綱第3条関係）

ア 補導員は、相手が少年であるという点から特に人間的な面が要求されるわけで、人選に当たっては、あらかじめ、学校、関係機関・団体、その他地域における既存団体代表者の意見を聴くなどの方法により、適任者が委嘱されるよう配慮すること。

イ 委嘱に当たっては、一定の地域居住者に偏しないよう配慮すること。原則として、交番又は駐在所単位に分布されるようにすることが必要である。

ウ 補導員の人選に当たっては、要綱第3条第2項に示したほか、次に掲げる事項等についても検討し、真に活動が期待できる者を委嘱するように留意すること。

(ア) 健康で実行力を有すること。

(イ) 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。

なお、補導員は、周囲から批判を受けていないことはもちろん、真に当該地域住民から信頼され、尊敬される人が選ばれるよう慎重を期すること。

#### (2) 活動内容（要綱第4条関係）

補導員は、警察や福祉機関の目の届かないところにおいて、放置すれば非行化あるいは非行に走るおそれのある少年を発見するなどの機会が多いので、これら少年に対する保護及び関係機関等に対する通報、連絡等の業務をその主たる活動として規定した。

なお、要綱第4条第1項第6号に規定した「その他前各号の目的を達成するため地域の特性に応じて必要と認められること」とは、「スーパー、コンビニエンスストア等における万引き防止活動」、「地方の悪風習等を追放し、及び浄化するための活動」等が考えられる。

#### (3) 任期（要綱第5条関係）

任期をあまり長期に定めておくことは、適当でないと考えられるので、任期は2年とし再任できるようにした。

#### (4) 定数（要綱第6条関係）

補導員の定数については、管内の少年人口、面積、少年を取り巻く各種の環境、非行少年等の居住分布状況等諸般の実態を考慮して各署別の定数を定めたので、各署長は、この基準にのっとり委嘱すること。

#### (5) 解嘱（要綱第7条関係）

補導員としてその活動の遂行に適さない事由とは、長期の療養を要する疾病にかかったとき、又は法令に触れる行為があったときはもとより、社会道徳上も補導員としてふさわしくない行為のあったと認められる場合も含まれる。

#### (6) 少年補導員証（要綱第8条関係）

ア 少年補導員証（以下「補導員証」という。）は、当該警察署で交付番号（一連番号）を付して配布すること。

イ 補導員証の再交付申請は、口頭でも差し支えない。再交付申請があったときは、再交付年月日、理由等を補導員名簿の備考欄に記載しておくこと。

また、補導員証の返納があったときも、同じ要領で処理すること。

(7) 補導員の心構え（要綱第10条関係）

この規定は、活動の対象が少年であるということ、及び人権の尊重という点から補導員各位においても、より一層慎重な態度で臨んでもらいたいという配慮から規定したもので、その趣旨を十分理解させるようにすること。

特に、補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから補導員に伝えること。ただし、個人情報が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。以下同じ。）に係るもの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。

また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

(8) 非行少年等の発見通報（要綱第11条関係）

ア 地域の事情に精通している長所を生かして、日常生活を通じ、非行少年等の早期発見又は早期通報に当たるとともに、自主的な街頭補導活動の奨励、合同補導や一斉補導への参加等を積極的に呼び掛けること。

なお、補導員の受傷事故防止に配慮し、街頭補導等に際して危害を受けることのないよう常に注意を喚起すること。

イ 通報の方法は、口頭、電話、文書等いずれでもよく、通報事項についても特別な項目は設けず、補導員が認識した範囲とする。

ウ 通報の相手は、受持警察官と少年担当係とするが、急を要する場合又はこれらの警察官が不在の場合は、最寄りの警察官を通じて通報することとする。

(9) 少年相談（要綱第12条関係）

ア 要綱第12条に規定する「保護者等」とは、保護者その他少年に対し監護能力を有する親族、学校の担当教師、雇主、寄宿舎の舎監等をいう。

イ 補導員に対する少年相談は、一般にその家庭等で行われるのが普通であるが、この規定の考え方としては、直接警察に相談に行くのを好まない者などの相談相手となり、自己の判断で処理し得ないようなものについてはその者を同伴し、あるいは補導員が代理者として警察官に相談をするなど、直接警察に相談に行きにくいというような者と警察との橋渡しをするのが狙いである。

ウ 補導員が、軽易な事案で自らの判断で処理できるようなものとは、特に警察で処理する必要もなく、通常、地域住民の間で常識として処理されているような事案や、事案の内容も極めて軽微で警察で直接処理することが、むしろ少年の福祉上弊害があると認められるようなものであるが、認定の基準も個々のケースにより一律に定められないので、補導員が軽易な事案と認めて自己が処理したものであっても、その状況を警察官に通報し、確認を受けるものとする。

なお、警察で補導員の執った処置が不相当と認められれば、警察自体の判断で必要な処置を改めて執ることができることは言うまでもない。

(10) 継続補導（要綱第13条関係）

発見された非行少年のうち、特に継続して注意・助言を行う必要のある少年に対する継続補導の業務は、民間有志による活動に期待される場合が少なくない。この継続補導に従事させる補導員の場合は、単に少年問題一般について熱意を有するというだけでなく、少年補導に関する知識を有し、かつ、少年自身や保護者等から、真に信頼される人物を充てること。

なお、補導員に対して継続補導を依頼する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 署長から依頼のあったものであること。
- イ 少年非行防止上、特に必要と認められるもので、保護者から同意（当該少年が特定少年である場合は本人の同意）の得られたものであること。
- ウ 継続補導を行うに当たっては、社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、必ず少年サポートセンター及び警察署（少年担当係）の指導の下に行うこと。
- エ 補導の実施期間は、あまり長期にわたらないよう留意し、おおむね3か月ないし6か月程度とし、同期間内に及んでも更生の見込みが判然としないものについては、当該警察署と協議の上、関係機関に引き継ぐ等の処置を執ること。
- オ 継続補導に当たっては、必要以上に家庭内の問題に深入りするなど、保護者等から批判を受けないようあらかじめ十分指導すること。

(11) 有害環境の浄化（要綱第14条関係）

- ア 有害環境の浄化についての広報は、地域における防犯団体、PTA、町内会等あらゆる会合の機会に行われることが考えられる。警察としても、このような際に広報に関する資料を提供し、補導員の広報意欲を盛り上げるとともに、広報が効果的に行われるよう積極的に援助すること。
- イ 地域住民による有害環境の排除気運の盛り上がりが当該関係業者に対し、大きな影響を与えることは過去の事例が示すとおりである。

したがって、地域社会の環境浄化について補導員の積極的活動が推進されるよう配意すること。

(12) 福祉犯罪の通報（要綱第15条関係）

ここでいう福祉犯罪とは、少年の福祉を害する行為で刑罰法令に触れる行為の全てをいう。

(13) 地域活動の推進（要綱第16条関係）

少年の非行防止と健全育成は、地域における活動が最も重要である。

補導員が、それぞれ異なった地域環境にあって活動の推進役となることを期待し、そのような活動が行われるときは、警察も側面的に援助を行うため、報告を求めるという趣旨である。

(14) 特に依頼された事項（要綱第18条関係）

ア 補導員に調査を依頼できるのは、警察官が事案の内容により直接調査するより地域の住民から聞いた方がよいと認められるようなもので、しかも軽易な事案、例えば、保護者等の少年処遇に関する日常の言動その他警察の少年対策についての地域住民の意向等ある程度その地域では公になっているような事項であること。

イ 資料の収集としては、少年警察運営に関するアンケートの実施結果や、地区内で行われる非行防止活動に関する組織の規約、実施計画書、広報紙等が考えられる。

(15) 運用上の留意事項（要綱第19条関係）

署長は、補導員に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基礎的知識、少年補導の基本的な心構え、危害の防止についての配意事項等につき教養に努めるほか、随時、管内における少年補導上の参考資料の配布及び研究会、連絡会等の開催日をとらえて必要な教養を実施すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に補導員に対して協力を依頼する際は、当該補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動

に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

また、補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

(16) 交番及び駐在所の勤務員の留意事項（要綱第20条関係）

交番及び駐在所の勤務員は、所管区内の補導員との連絡を密にし、自主的活動の促進を図るため、通常勤務を通じ、情報交換に努めるよう留意すること。

## 別添

### 少年補導員運営要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会における少年の非行防止活動を積極的に促進し、少年警察の効果的運用を図るための少年補導員（以下「補導員」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (署長の配意事項)

第2条 署長は、この要綱の効果的運用を図り、補導員の地域社会における少年の非行防止活動の促進に努めるものとする。

2 署長は、この要綱の運営に当たっては、市町村青少年問題協議会、鹿児島県青少年育成県民会議の構成団体・機関等と緊密な連絡を図るとともに、これらの団体機関等が実施する青少年対策との協調に努めるものとする。

#### (委嘱)

第3条 補導員は、その地域を管轄する警察署の署長が委嘱する。

2 前項の規定による委嘱に当たっては、次に掲げる要件を備えている者の中から本人の承諾を得て委嘱するものとする。

(1) 地域の実情に精通しており、原則として管轄区域内に居住していること。

(2) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

(3) 補導員としての活動を行うに当たって必要な熱意を有し、かつ、少年補導について適格性を有すること。

3 委嘱月日は、4月1日とする。

#### (活動内容)

第4条 補導員は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、次に掲げる活動を行い、少年警察に協力援助するものとする。

(1) 非行少年等の早期発見、早期通報及び必要な継続補導に関すること。

(2) 少年の保護及び少年相談に関すること。

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。

(4) 少年の非行防止等のための地域活動の推進に関すること。

(5) 少年の福祉を害する犯罪の発見・通報に関すること。

(6) その他前各号の目的を達成するため地域の特性に応じて必要と認められること。

2 補導員の活動は、当該地域を管轄する警察署の管轄区域の全部に及ぶものとする。

#### (任期)

第5条 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 署長は、補導員が欠けたときは、速やかに、その後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (定数)

第6条 補導員の警察署別の定数は、別表に定めるとおりとする。

#### (解嘱)

第7条 署長は、補導員が次の各号のいずれかに該当するときは、その任期中にかかわらずこれを解嘱することができる。

(1) 第3条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(2) 解嘱の申出があったとき。

(3) 補導員としてその活動の遂行に適さない事由があると認められたとき。

#### (少年補導員証)

第8条 署長は、第3条第1項の規定により補導員を委嘱したときは、少年補導員証（別記

第1号様式)を交付するものとする。

- 2 補導員は、前項の規定により交付された少年補導員証を忘失し、又は毀損したときは、直ちに、当該署長に申し出て再交付を受けなければならない。
- 3 少年補導員証は、補導員が死亡したとき、若しくは解嘱されたとき、又は前項の規定により少年補導員証の再交付を受けた後、忘失した少年補導員証を発見したときは、本人又は家族から当該署長に返納するものとする。
- 4 補導員は、この要綱の規定により活動を行うときは、常に少年補導員証を携帯し、関係者からの要求があったときは、これを提示するものとする。

(少年補導員名簿)

第9条 署長は、第3条の規定により補導員を委嘱したときは、少年補導員名簿(別記第2号様式)を作成し、異動の都度、整理するものとする。

(補導員の心構え)

第10条 補導員は、第4条に規定する活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係者の人権を尊重し、少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 人格の向上と識見の育成に努め、少年、保護者その他関係者の尊敬と信頼が得られるようにすること。
- (4) 警察官と常に緊密な連絡を保つとともに、教職員、児童委員、保護司その他の関係者と協力すること。
- (5) 秘密の保持に留意し、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。

(非行少年等の発見通報)

第11条 補導員は、非行少年等を発見し、又はこれらに関連する情報を聞いたときは、速やかに、その状況をその地域を所管する地域警察官又は少年警察に関する事務を分掌する係員(以下「受持警察官等」という。)に通報するものとする。

(少年相談)

第12条 補導員は、少年又はその保護者等その他の関係者から、少年の非行防止又は少年の福祉に関する相談を受けたときは、懇切に受理した上、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 軽易な事案で自己において処理できるものについては、適切な注意、助言等を与えるとともに、その結果を受持警察官等に通報するものとする。
- (2) 前号以外の事案については、速やかにその状況を前号に準じ通報するものとする。

(継続補導)

第13条 署長は、発見された非行少年等で、特に継続して注意助言する必要がある、かつ、保護者等から依頼のあったもの又は非行防止上特に必要と認められるもので保護者から同意(当該少年が特定少年である場合は本人の同意)の得られたものについては、補導員を指定し、期間を定めて継続補導を依頼することができる。

- 2 前項の規定により指定を受けた補導員は、継続補導に当たっては、必要以上に家庭内の問題に立ち入り、保護者等から批判を受けることがないように特に注意するものとする。

(有害環境の浄化)

第14条 補導員は、有害環境を発見し、又はこれに関する情報を聞いたときは、速やかに、受持警察官等にその状況を通報するものとする。

- 2 補導員は、少年に有害な環境の排除のため、地域活動が積極的に行われるよう広報に努

めるものとする。

(福祉犯罪の通報)

第15条 補導員は、少年の福祉を害する行為をしていると認められる者を発見し、又はこれに関する情報を聞いたときは、速やかに、受持警察官等に状況を通報するものとする。

(地域活動の推進)

第16条 補導員は、常に関係機関・団体及び地域住民と密接な連絡を取り、その地域における少年の不良化防止と健全育成を図るための活動が総合的かつ積極的に推進されるように努めるものとする。

2 補導員は、前項の活動が行われるときは、事前に、状況によっては事後に受持警察官等に通報するものとする。

(青少年育成の日等の活動の推進)

第17条 補導員は、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」として、この日を中心に努めて全員参加による合同補導、環境浄化活動等を推進し、地域ぐるみの非行防止活動を盛り上げるものとする。

(特に依頼された事項)

第18条 補導員は、受持警察官等から依頼された次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 少年警察運営のための軽易な事項に関する諸調査

(2) 少年警察運営のための資料の収集

2 受持警察官等は、前項の規定により補導員に特別の活動を依頼したときは、依頼した事項とその結果を口頭又は書面で署長に報告するものとする。

(運用上の留意事項)

第19条 署長は、この要綱の運用に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 補導員の活動が積極的に推進されるよう、その活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、資料の配布、研修会の開催等に努めること。

(2) 補導員に活動を依頼するに当たっては、年齢、能力、経験、居住地等に最も適合した者を選んで依頼すること。

(3) 補導員の活動拠点として、非行多発場所及び少年達のたまり場となる場所に補導員の立寄り所を設け、補導員による非行誘発要因除去のための指導及び積極的な愛の声かけが励行されるようにすること。

(交番及び駐在所の勤務員の留意事項)

第20条 交番及び駐在所の勤務員は、所管区内の補導員と密接な連絡を保持し、通常勤務を通じて補導員の活動に積極的に協力すること。

(謝金)

第21条 補導員に対しては、一人当たり年額3,000円の謝金を支払うものとする。ただし、年度の途中で補導員を解嘱(死亡を含む。以下同じ。)した場合は、当該補導員(以下「前任者」という。)に解嘱月までの分を月割で支払い、後任者については、委嘱した月(前任者の解嘱月の場合は翌月)からの分を在任期間に応じて月割で支払うものとする。



別表（第6条関係）

警 察 署 別 定 数			
署 別	定 数	署 別	定 数
鹿 児 島 中 央	99	始 良	24
鹿 児 島 西	68	霧 島	41
鹿 児 島 南	47	曾 於	16
指 宿	23	志 布 志	20
南 九 州	19	肝 付	10
枕 崎	12	鹿 屋	48
南 さ つ ま	17	錦 江	13
日 置	24	種 子 島	16
いちき申木野	12	屋 久 島	10
薩 摩 川 内	41	奄 美	36
さ つ ま	12	瀬 戸 内	13
阿 久 根	15	徳 之 島	14
出 水	20	沖 永 良 部	13
伊 佐 湧 水	22		
計		705 人	

別記

第1号様式(第8条関係)

少年補導員証

(表)

5.5 cm	第 号
	少年補導員証
	写 氏名
	真
	2.5
	3.0
	交付年月日
	有効年月日
	年 月 日生
	年 月 日
	年 月 日
	警察署長
	印
	8.5 cm

(裏)

- 1 この証は、少年補導等に従事するときは必ず携帯し、関係者から要求のあったときは、これを提示すること。
- 2 この証を亡失し、又は毀損したときは、直ちに警察署長へ届け出ること。
- 3 少年補導員を解嘱されたときは、この証を警察署長へ返納すること。

第2号様式 (第9条関係)

少年補導員名簿

	署長	副署長 (次長)	刑事官等	課長	課長代理	係長	係
補導員証番号			委嘱年月日		年月日		
地域警察官 受持区							
住所	電話						
職業			その他の役職名				
ふりがな 氏名			生年月日		年月日		
主な経歴							
備考							